

第5章 特定健診・特定保健指導に係る費用

1 特定健康診査等実施計画の参酌標準と後期高齢者支援金の関係について

平成20年度からの75歳以上が加入する後期高齢者医療制度で、給付費の一部(4割)を74歳以下が加入している保険者が支援し、残りは5割を国等が公費で、1割を75歳以上の保険料で負担することとなる。

保険者が負担する後期高齢者支援金については、国が「特定健康診査等基本指針」で示す「特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項」、及び保険者が「特定健康診査等実施計画」で定める「特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標」の達成状況を勘案して、±10%の範囲内で、政令で定める方法により、加算・減算等の調整を行う(法第120条第2項・第121条第2項)こととされており、平成25年度から納付される後期高齢者支援金に適用される(法附則第15条)こととなる。

本市において、この特定保健指導等の実施及びその成果に係る目標達成率が不十分だった場合、仮に後期高齢者支援拠出金が3億3,000万円であれば最大3,300万円の加算となり、国保税として約1人当たり約2,800円の負担増となる可能性がある。

そのため、この特定健診・特定保健指導では、実施主体の効率・効果的な実施だけでなく、市民(被保険者)の理解と実践が最も重要となり、生活習慣病を予防することが医療費の伸びの抑制と後期高齢者支援金の負担軽減となり、結果、市民(被保険者)の負担を減らし、国民皆保険制度の安定した運用が持続可能なものとなる。

2 特定健康診査・特定保健指導に係る費用

(1) 特定健診

項目	当該事業に要する費用の計画額	
	金額	左の金額の積算内訳
職員手当	202,000	時間外勤務手当
報償費	60,000	運動療法士報償費 30,000 円×2回=60,000 円
賃金	328,000	臨時職員賃金 看護師 6,200 円×2人×20回=248,000 円 管理栄養士 8,000 円×10回=80,000 円
旅費	20,000	特定健康診査関係用務 20,000 円
需用費		
消耗品費	700,000	健康手帳 1,000人×500円=500,000 円 ファイルフォルダー 1,000人×200円=200,000 円
燃料費	54,000	車両用燃料 150円×30ℓ×12回×2台=108,000 円
印刷製本費	36,000	封筒印刷代 6,000円×6箱=36,000 円
役務費		
通信運搬費	1,891,000	受診券郵送料 140円×7,000通=980,000 円 利用券郵送料 140円×600通=84,000 円 情報提供郵送料 140円×2,500通=350,000 円 健診データ提供郵送料 90円×200通=18,000 円 未受診者勧奨通知郵送料 90円×4,100人=369,000 円 保健指導郵送料 90円×1,000人=90,000 円
手数料	2,225,000	連合会共同処理手数料 250円×7,000人=1,750,000 円 受診券作成経費 50円×7,000人=350,000 円 利用券作成経費 50円×600人=30,000 円 情報提供作成経費 30円×2,500人=75,000 円 健診データ提供抽出作業手数料 100円×200人=20,000 円
委託料	400,000	特定健康診査システム委託料 400,000 円
備品購入費	100,000	マルチマーカ一更新経費 100,000 円
負担金 及び交付金	13,250,000	特定健康診査負担金 5,300円×2,500人=13,250,000 円
合計	19,905,000	